

事 務 連 絡
令和2年5月20日

市内 日中一時支援事業所 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う
日中一時支援事業所の取扱いに係る補足事項について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和2年5月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う日中一時支援事業所の取扱いについて（通知）」に関して、下記のとおり補足いたします。

- 1 本取扱いは、事業所の全部休業のみならず、一部の休業や、利用者からの申し出に伴うサービス利用自粛の場合等にも適用するものとします。
- 2 請求の単位数については、実際に居宅等で支援を行った時間に応じて算定してください。
- 3 本取扱いに基づいてサービスを提供した場合には、実際に提供したサービス内容を記載したサービス提供報告書を提出してください。
- 4 本取扱いは、令和2年3月11日付け障害計画課事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（第2報）（通知）」以降において適用するものとします。

障害福祉係担当
電話 044-200-2653